

午前11時10分再開

○議長（手嶋源五君） 開会前ですが、お知らせをいたします。

14番平田梯子議員の一般質問において資料の配付を許可いたしておりますので、お知らせをいたします。

休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、14番平田梯子議員の質問を許可します。14番平田梯子議員。

（14番平田梯子君登壇）

○14番（平田梯子君） おはようございます。朝早くからお忙しいのに傍聴ありがとうございます。また、インターネットでごらんの方、また御意見をお願いしたいと思います。

私は、半年ほど前、私の議会だよりで、私たちの生活は憲法で守られ、そのもとに法律がつくられ、そして私たちで市町村では条例がつくられて、私たちの安心・安全な生活と福祉の向上を目指しているということを書きましたら、すぐに住民の方からメールが届きまして、いや、法律に私たちの生活は縛られてるということがありました。私は、それは立ち位置によって、縛られるのか、守られるのかというのは決まるのではないかなと思って返事も書きませんでした。私たちはその運用に当たってはしっかりしなければいけないと思っています。

今回、特定秘密保護法案に関しましても、きのうの西日本新聞に、秘密法修正、廃止が82%の世論調査の結果であるということが報道されていまして。私は灯火管制のもとに幼児期を過ごしましたし、家の前の畑にいたときに進駐軍、いわゆるアメリカから来た進駐軍がおりにきて、私たち、母と私のところに近寄ってきた、あの恐怖感をまだ抱いております。どのような世の中にするかというのは私たちの一人一人の意思であろうと思っています。

きょうは年のせいでしょうか、4つも質問を出しました。2つは法改正による、この朝倉市のあり方を問うものであり、あとはその法にも関するものです。どうぞ朝倉市の今後のあり方を的確な御返事をお願いして質問席から質問させていただきます。

（14番平田梯子君降壇）

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 先ほど申し上げましたが、4つも出しましたので、せっかく御準備いただいておりますから、なるだけ4つとも質問させていただきたいと思っています。

まずは1番目、土砂災害防止法による特別警戒区指定と今後についてでございますが、これは先ほど議長からお話しいただきましたように、皆様にも資料を配らせていただいております。杷木、久喜宮、志波地域のことについて、申しわけないんですが、中心に質問をいたしますが、これは全市的な取り組みにもつながると思いますので、お許し願いたいと思っています。

この資料の中に、杷木、久喜宮、志波地域の土砂が発生するおそれのある区域の指定に

関する住民説明会が福岡県県土整備砂防課、朝倉県土事務所企画班、それから朝倉市消防防災課の主催で、去る11月19日にサンライズ杷木で行われました。これには関係する住民に手紙で参加要請がありました。

私も行ってまいりましたが、昨年7、8月に大水害を受けまして、その記憶も鮮明な住民にとりましては、指定予定図に非常な関心を抱き、また納得のいく科学的な分析がなされ、危険性について認識を新たにしたところでございます。住民としましても、今後の取り組みをしっかりと、二度と犠牲者が出ない取り組みをしたいと思っております。

それでは、土砂災害防止法の目的に述べられている住民への周知はそれで行われましたから、あとの3点について質問いたします。

周知に関しましても、住民の周知がまだ足りないところもありますので、それも加えてやりたいと思いますが、まず最初の質問ですが、警戒避難体制の整備についての今後の取り組みについてお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 消防防災課長。

○消防防災課長（半田佳哉君） まず警戒避難体制の整備についてということでお答えをしたいと思います。

まず1番目に、日ごろの準備体制といたしまして、情報の収集及び伝達、それから災害時の体制といたしまして、予報または警報の発令及び伝達、それから3番目に、発災してからの避難、救助、これが考えられます。

まず1番目の、事前の準備体制といたしましては、情報の収集及び伝達ですけれども、これについては自主防災マップを作成しておりますけれども、その地区の住民全戸に自主防災マップを配付をいたして周知を図っているところでございます。さらには、日ごろより気象庁や県の防災情報を収集をいたしまして、防災無線とか有線放送、携帯電話でのメール等、多ルートにて伝達手段を整えてるところでございます。

それから2番目に、災害時の体制ですけれども、予報または警報の発令及び伝達につきましては、同報系防災行政無線の屋外の拡声子局を通じましての音声放送、あるいは有線放送やオフトークからの音声放送によって伝達を行っておるところでございます。

また、文字による伝達手段といたしまして、県の防災メールまもる君、緊急速報メールを活用して行っております。

それから、人的な伝達といたしまして、消防団によります消防車両による広報巡回、自主防災組織等によります声かけ等を推進しているところでございます。

最後に、発災後の体制であります避難、救助ですけれども、これは市の指定避難所の拡大や体制整備、自主防災組織による要援護者の支援など、共助に力を現在、注いでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） わかりました。それでは、その中の2点についてお尋ねしますが、自主防災マップを今後つくらなければ、これが徹底しないと思います。もう既につくられたようなお話をされましたが、我々はこの今度説明を受けた地域においてはまだつくっておりません。それがどのようにしてつくられるのか。

それから救助に要援護者に関しては、ずっともう何年か要援護者のマップをどうするかということ質問してまいりましたけれども、要援護者のこのマップとの関連についてはどうするのか、2点についてお尋ねします。

○議長（手嶋源五君） 消防防災課長。

○消防防災課長（半田佳哉君） まず1点目の自主防災マップがどのようにしてつくられるのかという点なんですけれども、これは今度、土砂災害警戒区域とか、土砂災害特別警戒区域の指定が今後なされます。そのなされた後に告示等がありまして、実際、閲覧とか縦覧とかをして決定がなされるわけなんですけれども、その後にそういう情報を自主防災のマップのほうにそれを入力いたします。そして、今度は地元で過去に起きた災害区域とか、そういったのの情報をその地図にまた入れまして、それをワークショップ形式で役所と地元住民の方と一緒にいきまして作り上げていくと、そういった手法をとっております。

時期的なものになりますが、来年度をこの杷木の地域では予定をしております。

2番目の要援護者マップということなんですけれども、ただいま介護サービス課と一緒にやってます事業が地域見守り支援体制事業というのがありますけれども、この事業の中で要援護者台帳の整備を行う研修になっておりますけれども、その事業によりまして、要援護者と支援者は誰かというような支援台帳の整備、それを行いまして、要援護者のマップづくりにつなげていきたいと思っております。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） ありがとうございます。ワークショップということでございますが、その中で、その過程で危険性がどこにあるのかという住民に意識づけがされるものと思っております。とても大事なことと思っておりますが、実は皆様にお配りしてあります予定図の①のところの平成ホテルの下というところを、左の下のほうでございますが、原鶴温泉の下のほうでございますが、ここは警戒、赤でも黄色でも書いてある特別警戒区域であり、特別急傾斜地であり、土石流の特別警戒区域でございます。ところがこの下には行政区に入っていないアパートの住民の方がいらっしゃいます。この方たちをどうするのか。

それから予定図の2、右のほうの下のほうでございますが、これも土石流と急傾斜地域の黄色と赤で囲ってある、そのすぐ南側、下のほうが高齢者施設でございます。

それから予定図の③、真ん中ほど、その左でございますが、杷木中学校のところですが、杷木中学校の運動場の上がまた警戒区域でございます。住民が行政区である場合は、こういう施設とか公共施設の職員とか住民が入らないのですが、その対策についてと、そ

れから13番議員が要援護者のことについて見守りネットワークのことについてお話しして  
ございましたが、あくまでも個人のことであって、地域づくりがされてなかったと思っ  
ております。台帳の整備というのは行政が持っていることで、隣組の人が知ってるもの  
はなかった、そのあたりのつながりをどうするのかという2点についてお尋ねいたしま  
す。

○議長（手嶋源五君） 消防防災係長。

○消防防災係長（中村敬一郎君） 1点目の平成ホテルの下の部分で、区に入っていない  
ところをどうすべきかというお話だと思います。この部分につきまして、今、自主防災組  
織の中で要援護者の支援のほうを体制をとっていくような研修活動をやっているところ  
です。その中で、今、区に入っていないところの方というのを、区に入ってる入ってないは含  
まずに考えてるところではありますけども、そこあたりの意思の確認は今後必要かと思っ  
ております。これはまだ正式にははっきりはしておりませんが、命を守るという意味  
で、区に入っていない方も支援をいただきたいと考えております。

それから、次の2番目の質問についてが、ちょっと聞き取りづらかったので、もう一度、  
お願いしたいと思いますが、3番目のほうをさきに申し上げたいと思います。3番目の杷  
木中学校のグラウンドの部分、一部警戒区域にかかっているという部分につきまして、今  
現在、避難所としての体育館にはかかっておりませんので、避難所としては体制としては  
可能だと思っております。グラウンドについて一部かかっている部分、この部分は当然、  
注意をしなければいけません。土砂災害のおそれがある場合に、そこを避難所として開く  
か開かないかということも含めて、災害時には判断をしていきたいと考えております。

済みません、2番目の質問についてもう一度、お願いします。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 2のところは個人の施設名を申し上げてはいけないと思いますが、  
50床の高齢者施設でございます。

○議長（手嶋源五君） 消防防災課長。

○消防防災課長（半田佳哉君） 高齢者福祉施設の上が土砂災害警戒区域ということなん  
ですが、まずはうちで情報を、災害情報をキャッチをいたしまして避難準備情報を出しま  
すが、もうその時点でなるべく早く避難をお願いしたいと思っております。それで、まず  
はらくゆう館とかの、杷木でしたららくゆう館とかが一時避難的な場所になると思いま  
すが、そちらのほうに避難をされて、必要であれば二次的にほかの福祉施設とか、そうい  
ったところに避難をしてもらおうというようなことになるかなとは思っております。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 今、3点申し上げたところは目視、私たちが見えても、雨が降  
ったときに水がしみ出したり、非常に危険なところだと思っております。今、質問を申し  
上げましたのは、自主防災マップに関しまして、自主防災というところで、自主避難を心

がけるために、この方たち、ここの施設とか、学校とか、その地域の人にこの危険性をどのように事前からお知らせしておくかということを含めてお尋ねしたわけでございます。

まだ来年度、おつくりになるということでございますので、その点に関して、ほかのところもそういう報告してない、知っていれば避難できたのに、真っ先に自分たちで避難する、行政のほうから避難情報が出されなくても、自分たちで心がけるための自主防災マップづくりであろうと思っておりますので、その点を気をつけていただきたいと思って質問いたしました。

では、2番目の質問に移ります。危険な開発行為の制限についての今後の取り組みについてお尋ねします。

○議長（手嶋源五君） 都市建設部長。

○都市建設部長（上野篤也君） 消防防災課等の回答で前後すると思えますけど、都市建設部のほうから御回答させていただきます。

この土砂災害防止法でございますが、まず県のほうが基礎調査を行います。そして、その基礎調査を行いまして、その地域について2種類の地域を指定をいたします。その2種類は何かと申しますと、土砂災害警戒区域、それから土砂災害特別警戒区域に分かれてくるものでございます。この土砂災害警戒区域につきましては、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれのある地域、それから土砂災害特別区域につきましては、その土砂災害警戒区域のうちの傾斜地の崩壊が生じた場合に、建物に損壊が及んだり、住民の生命または身体に著しい危害が生じる地域と、そういうふうな形で警戒区域と特別警戒区域がございます。

それで、その警戒区域の中におきましての、今、御質問でございますが、その中におきましての規制と申しますか、建物の建築の規制でございます。それにつきましては、その警戒区域の中におきます建物等につきましてはの規制とか、そういう建築物を建てる場合、それから開発をする場合についての規制はございません。しかしながら、そのうちの特別警戒区域におきましては、いろんなど申しますか、許可とか規制が発生するような状況でございます。

その許可と申しますのが特定開発行為と申しますんですが、住宅の分譲とか、社会福祉施設とか、医療施設とか、そういった災害時要援護関連の施設の建設のためにつきましては、開発につきましてはその安全性を確保するための技術的な基準が都道府県知事によって許可ができれば許可をすると、開発について、そういうことでございます。

あと今度はその中の建物を建てようとするときには、建築の確認申請の建築主事の確認が必要になってきます。そういう許可と規制が出てくるような状況でございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） ありがとうございます。かなりの規制がかけられるようです。

昨年、松末地区が先立って自主防災マップをつくっておりましたので、松末の住民からは、あそこには高齢者施設ができないという情報は得ております。

けれども、そうしましたらもう一つの質問でございますが、先ほど申しあげました2番目の高齢者施設でございますね、既に既存の施設に関してはどういう指導がなされるのでしょうか。本当近いから、そこにはかぶっておられませんけれども、非常に近くて、やっぱり土砂災害を受けやすいのではないかなという思いがあります。近くで土砂災害があつて事務所が潰れたところもございますので、その件に関してはどういうお考えでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 都市建設部長。

○都市建設部長（上野篤也君） 既存の建物についての規制はということかというお尋ねでございます。この土砂災害のほうの法律でございますが、まず今、既存のある建物につきましては規制は行われません。あくまでも開発等がある場合についての規制でございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） それでは、この土砂災害警戒区域等の指定予定図を、あるいは指定を、私はもうぜひあの高齢者施設には届けていただきたいし、あの地域では知っていたきたいなと思っております。

それから、では3番目の質問に移ります。建設物の構造規制についての今後の取り組みについてお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 都市建設部長。

○都市建設部長（上野篤也君） 区域内の建築物に着手する前に、建築物のその構造が土砂災害防止とか軽減するための基準を満たすものになっているかについて、先ほど申しましたように確認の申請書を提出していただきまして、建築主事の確認を受けることとなります。申しますと、その家を新築をする場合におきまして、建築士に対してその確認申請を出さないかんですけど、その場合、土砂を遮る構造物とか、そういう確かなものを設置するところが発生するかと思いますが、それにつきましては建築主事のほうで指導していく範疇となっておりますので、そういう規制といいますか、が入ってくることとなります。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） いずれにしろ、規制が非常に厳しくなると思っておりますが、余り住民側には、建設関係の方には周知徹底してあるかもしれませんが、住民側にはなかなかその点がわかりませんので、そのあたりも周知徹底をお願いしたいと思います。

次に、これは先ほど申しあげました松末地区の自主防災マップをつくられています。松末の小石原への谷です、ほとんどが警戒地域に入っています、このような地図です。松末地区なのですが、実はここが小中学生の通学路になっております。先日、杷木中学校の校長にお会いしまして、この防災マップが来ましたかと言ったら、いや、知らない。それから、

この説明会にもおいでになってないようでした。ところが先ほど申し上げました平成ホテルの下も中学生の通学路でございますし、子供もいます、小学生ももちろんおりますし、それから古賀、若市の堤の下も土石流の警戒地域になっております。このあたりで非常にこの自主防災マップとか土砂災害区域の指定に関しましては、私たちの生活の情報であり、とても大事なところだと思っておりますが、せっかくなつくた松末のハザードマップは、建設課とか地域包括支援センター、それから福祉事務所、教育委員会等の情報の共有が必要だったのではないかと思います、その点いかがでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 消防防災課長。

○消防防災課長（半田佳哉君） 私たちといたしましては、自主防災マップ作成後に全戸に配付するわけです。今、施設ごとといろいろ配付したほうがいいんじゃないかなというようなことなんですが、それも必要かなとは思っております。もし必要があれば、市の消防防災課に部数をかなり用意しておりますので、そちらのほうにもらいに来られたらと思っております。

それから。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 言われるとおり、全戸ということで消防防災課が勘違いをしてるんだらうと思います。全戸ということは、何も個人の家だけじゃなくて、そこにある施設等含めて全てに配付ということでやっておりますんで、もし来てないということであれば早急に配付をいたさせます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） ぜひお願いします。昨年、一昨年の松末地区の被害に関しましては、一昨年のは通学が終わった後、川が決壊して道が半分ぐらい壊れたんです。去年もそのようであって、犠牲者が出ませんでした。非常にこれは大事なマップであるし、住民が警戒しなければ、自主的に避難しなければいけない。どこが危険であるかということも住民自身が小学生であれ知っていなければいけないと思っております。教育委員会のほうもしっかりとそのあたり連携をして考えていただきたいと思いますが、お考えがありましたらお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） 今、議員がおっしゃいましたような体制づくりにつきましては、当然、消防防災課なり、あるいは担当部署との連携を図りながら強化を図っていきたいというふうに思います。

また、通学路に関しましては、それぞれの小中学校で教職員が必ず毎年度確認をいたしております。危険箇所については十分学校等で掌握をしておると思っておりますので、特に改良等が必要なものがあれば、担当部署との協議を進めて改善をしていきたいというふうに考

えております。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） ぜひよろしくお願ひします。事実としては校長は御存じありませんでした。それから教師の異動もございますので、これを春なり、あるいは毎年、もう本当にいつ災害があるかわかりませんので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは最後に、都道府県知事は市町村の意見を聞いた上で区域を指定するとありますが、この時期が私はもっと早くていいのではないかなと思っておりますが、いつごろでございましょうか、防災マップは早目につくらなくてはいけないと思っております。

○議長（手嶋源五君） 消防防災課長。

○消防防災課長（半田佳哉君） これにつきましては、市町村長の意見を聴取した後に告示するようになってます。それで、今、告示がいつの時期かということは、ちょっと私たちのほうでもわからないと思っております。なるべく早く県のほうには告示をいたすようお願いをしたいと思っております。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） ありがとうございます。ぜひそのような取り組みをお願ひいたします。

次の質問に入ります。12月3日から12月9日までが障害者週間でございました。あちこちで共生社会を目指す取り組みが行われています。その一環として、今回は朝倉市職員の障害者雇用についてお尋ねいたします。

この件に関しましては、障害者雇用促進法が1976年に改正されて、民間企業や国、地方公共団体に義務づけられていることは、もう重々御存じのとおりでございます。これには私は2つの大きな目的があると思っております。1つは、障害者と健常者の共生社会を実現するために、2つ目は、障害者の雇用を義務化して就労による障害者の自立を促すことだと思っております。法定雇用率は5年ごとに見直されて、2013年4月から、地方公共団体は最低2.1%から最低2.3%に引き上げられました。

最初の質問ですが、朝倉市においては、現在の職員数で法定雇用率2.5%は、職員何人あたりそれを満たしているのでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 人事課長。

○人事課長（安部裕志君） 障害者の雇用率につきまして、まず御報告いたします。

平成25年6月1日現在、市長部局が2.56%、教育委員会部局が3.53%であり、法定雇用率は達成をしております。

数字についてももう少し説明いたしますが、市長部局については、嘱託職員も含めまして職員数527名に対し13.5人の障害者を雇用していると。それから教育委員会部門につきましては、85名の職員数に対して3名の障害者を雇用してるということになります。先ほど

申しました13.5人ですけども、0.5人というのは、非常勤の職員については0.5とカウントするようになっておりますので、そういう計算になっております。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 2.1%のときも法定雇用率をずっと堅持してきましたか。

○議長（手嶋源五君） 人事課長。

○人事課長（安部裕志君） 平成18年度から見てみますと、1.9ぐらいで来ておりました、2.1%のところですが1.9です。ただ、規則の中で1人雇わないかんとかいう数字が、要採用するというのが計算を同時にされます。それにおいてはゼロ人ということもありましたし、1人ということもありました。その必要な採用するという場合については採用試験を実施をしてるということになります。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 法定雇用率を満たしていても、嘱託ということは3年契約であり、身分は不安定であると思っております、もちろんパートもそうですが。就労による障害者の自立を促すという目的は達せられていないのではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 人事課長。

○人事課長（安部裕志君） 雇用率を計算する場合においては、1週間あたりの勤務時間が30時間以上の職員というふうに決まっておりますので、それにおいては嘱託職員も含めて計算をしろという指示でございますので、そういうふうにしてしております。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 規則によりいろいろあったのだと思います。

先日、朝倉市職員の採用試験の結果が、26年度4月採用の分でございますが、結果が発表されまして14名の合格者でした。ホームページ上はそうになっておりました。障害者枠が設けられましたか、また障害者の障害を持たれた方の採用はありましたか。

○議長（手嶋源五君） 人事課長。

○人事課長（安部裕志君） 26年度4月採用の職員14名については障害者はおりません。試験についても障害者対応は枠をつくって別にしたということはありません。ただ、障害者については一般事務職として受験ができないかということではありませんので、そういった面では門戸を開いてるというふうに理解をしておりますし、嘱託職員、これについての採用については障害者枠をつくって、ことしの1月に採用試験を行っております。それについては9名受験をいたしまして、3名を任用したという経過がございます。

それから、25年度の採用につきましても、今、募集中でございますので、1月に試験を行います。そこで1名以上の任用を行いたいというふうに考えてるところです。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 私もそれは枠がなく一般の職員採用試験と同じように受けられる条件整備をするのが本当であろうと思っております、それだけの力をつける、小さいときからつける。しかし、やっぱり身体的、精神的、知的に障害があるということは、そこまで達してないということをお認めして障害者枠というのをつくられていると思います。合格できない、合格するかできないかの前に選択する機会がないというのは避けるべきだと私は思っております。合格点に達しないということは、だろうということは、やっぱり予断と偏見に私は基づいてるのではないかと思っておりますが、副市長、採用試験にかかわられましたら、この件に関して障害者枠がないことに関して御意見を申し上げます。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（片山 潔君） お答えいたします。障害者枠につきましては、過去には平成18年度、21年度、22年度等には実施をいたしております。もちろんこういった障害者枠というものは、今後広げていくべきだと考えております。そのためにも、やはりもちろん試験の制度についてはもちろんでございますけれども、私たち市役所の中でこういった障害者の方の適性ですとか、あるいは能力に応じたこういった業務ができるのかという分野も広く切り開いていく必要があるかと思っております。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 今後ぜひ御検討願いたいと思っております。やっぱり先が閉ざされることと、枠があって選択できるということは、私たちにとって、私は割合、女性差別でもそうですが、被差別の立場に置かれた者にとっては、そこに行き先がないということは非常にやっぱりおかしなことであると思っております。選択するかしないかは当事者の問題であろうと、受けるか受けないかは当事者の問題であろうと思っております。

それでは、次の質問に入ります。参議院本会議で障害者の差別禁止や社会参加を促進する国連の障害者権利条約の承認が可決されました。これは2008年の条約発効から5年余りでようやく日本の批准が実現しますが、まず条件整備をしようという思いもあったようです。締結国は公共施設を使いやすくするなど、さまざまな分野で対応が求められています。

この法定雇用率のアップもその一環とも思われますが、大事なことは、私たちが生活をしているこの現場、地域が変わることだと思っております。

お尋ねですが、障害を持った人を雇用していることで、もう一つの目的である市職員や住民の障害者に対する理解は以前よりも深まったと実感されていますでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（井上博之君） まず市のほうとしては、今、言ったように枠を設けておりますし、それに限らず、行政だけではなくて、やっぱり民間の企業とかにも働きかけが必要だというふうに考えております。

基本的に障害者の適性とかいうのを判断することが必要ですが、逆にその障害者の業務

をつくり出してやるということも必要だというふうに考えてますんで、その辺も含めて、今後推進したいというふうに考えております。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 私は出会うことが、出会って接していくことが見方を変える、意識を変えようと思っています。できるだけ多く、私たちの周りにそんな方と生活できる場がふえることを望んでおります。そうすれば意識が変わってくると思っています。

次に、施設面ですが、今回、車椅子の方もお入りになりましたが、施設面で改善されたところがありましたら教えてください。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 25年度のこの本庁の改造としましては、まず玄関のところに段差がございました、これをスロープといいますか、車椅子でも入れるように、またお年寄りの方も足がとられないような形でしておりますし、玄関の下も雨で滑りやすいところを滑りにくいような大理石の加工を行っております。

それと、同じところに音声誘導装置がございます、白いつえが当たればそこで、ここは玄関ですよという案内が出るような誘導装置を点字ブロックと一緒にしております。

それから、もう一つは、2階から5階まで男子用の小便器でございますけど、それまで手すりがございますでしたので、それを今、つけて、数日前にできたところでございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 大変うれしいことですが、これはその当事者のみでなくて、きょうも玄関を見ましたら、車椅子の人は入りやすくなるし、つえをついた人も入りやすくなって、お一人だけじゃなくて、たくさんの方が恩恵を受けることになると思っています。

それでは、エレベーターがあるのはいいんですが、よく私ども、開いている時間、車椅子で入って、中で方向転換できないので、バックして外に出られるわけですが、お一人で入られたときに、そのあいている時間が十分であるかどうかの点検をなされたかどうか、それから車椅子を動かす、庁舎内の職員の方の机のところですが、移動するスペースがどうか、そういうことに関して御本人の御意見を聞かれたことがありますか。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 実際は聞いておりません。エレベーターの中にはボタンが2つありまして、障害者用と普通の方用とあるんですけど、障害者の方は低い位置にありまして、そちらのボタンを押した場合は時間的に長くなるようになってるということは理解しておりますが、実際どれぐらいなってるかまでは把握しておりません。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（井上博之君） 済みません、車椅子の方の関係で職場の関係ですけども、例

えば机のほうが一番出やすいように、出口に近いところにかわるとか、そういう配慮はしたことはございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） ありがとうございます。車椅子によっても人によっても違いますから、エレベーターの件に関しては、もう一回、ちょっとお尋ねしていただきたいという思いをいたしております。

いろいろ庁舎内も改善されてることで、この雇用することで本当にいろんな障害の方がいらっしゃいますので、雇用することでその対応しながら、みんなが住みやすい庁舎になるということは非常に喜ばしいことだし、願っていることでございます。

最後に、今後のことですが、市長にお尋ねします。障害者の自立のためにも、仕事への参画のためにも、正職員として採用し、法定雇用率を堅持すべきだと、上げていただきたいと思っています。と申しますのは、目の不自由な方と接したときに、年金よりも補助金よりも自分は仕事をして、自立した生活をしたいということをおっしゃったことを覚えております。皆さん、同じだと思うんです。私はいろんな人があって、いろんないろいろあっていいと思っております。共生社会を実現するために、この点に関して、今後の朝倉市の取り組みについて市長のお考えをお聞かせください。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） いわゆる障害を持った方の雇用について、朝倉市としては市長としてどう考えるかということのようであります。今、副市長も申し上げましたように、障害を持った方は、それなりに当然、障害もございますけれども、それに合った能力というものもあましよう。そういった部署をどういった仕事じゃあ、市役所の仕事としてどういった仕事を、どういった障害を持たれる方があったらやっていただけるのかといったものをもう少し市役所の中で検討しながら、そして1人でも多くの方が市役所で働けるようにということを考えてます。

もちろんこれは市役所に限らず、民間の事業所もそうでありますし、民間の事業所の場合は国からある一定の優遇の措置が、ある一定率雇いますとあるということがあまようでありますけど、それにしてもやっぱり役所が率先してそういった形でやっていくということになれば、民間の事業所もやっぱりそういったことについて改めて認識を持っていたいただけるのかなということでもありますんで、今後ともそういった考え方の中で、障害を持たれる方の雇用については取り組んでいきたいというふうに思ってます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） ありがとうございます。今後、知的障害者とか精神障害者も雇用の対象にするという法律の改正もあまっておりますが、私は行財政計画改革とか行政運営改革あまりますけれども、このことも勘案しながらの私は改革でなければ、本当に温かみのあるまちづくりはできないと思っております。それは私たち住民も十分理解しながら、効

率ばかり求めるのではなくて、みんなが住める町にするということを掲げて行政運営をされて、市長がおっしゃいますように、ほかの事業所にも指導する立場にもありますので、まず手本を示していただきたいなと思っております。みんな違ってみんないいという私は基本理念に基づきながら、ここの朝倉市を運営していただきたいなと思っております。

以上で、2番目の質問を終わります。

あと10分になりましたが、来年度の予算に関係するかもしれませんから、子ども・子育て法案について市の関与する部分、これは膨大な法律改正でございますけれども、市の関与に関する部分についてだけ質問をさせていただきます。1番のは割愛させていただきます。

2番目の公契約と、市と契約することになって、保育はなっていると聞いておりますが、と市の関与について、特に支援が必要な子供については、障害児など特別な支援が必要な子供について、市町村によるあっせん、要請などの利用支援が義務づけられていますが、このことに関しての市の方針、考えをお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（江藤剛一君） 特別な支援が必要な子供についての関係でございます。現在でも保育所の場合は特別な理由がない限り、その入所希望により決定するというか、応諾する義務がございます。幼稚園の場合ですけれども、今現在、新しい制度としてわかっている範囲内でお答えしたいと思います。まず幼稚園の場合は、新しい制度になったときに、いわゆる今のまんまの幼稚園のスタイルをとるか、新しい制度の給付型という幼稚園のスタイルをとるかというのは任意となっております。それで施設型給付、いわゆる新しい制度に幼稚園が移行した場合、当然、そういった特別な支援が必要な子供についても、幼稚園といたしましては応諾義務が課せられるというふうに理解しております。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 幼稚園などが学童保育、この子ども・子育て法案は学童保育所の件もあるんですが、私が聞きました点では、障害児を学童保育で預かると1人の指導員をつけるという措置がされておりますが、2人しても2人にはならないというところで、障害を持った子が蹴られたという話を聞いたことが、蹴られたという表現は悪いですね、入れられなかったという話を聞いておりますが、今後、この制度が変わりましても、市として複数の受け入れに関しても非常に懸念してるわけです。現行よりもサービスは落ちることがないと確認してよろしいでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（江藤剛一君） 新しい制度、原則保育所部分というのは大きく変わることはないというふうに思っております。そういった特別な支援が必要な子供たちに対する国の補助等もまだ全然わかりませんが、少なくとも現状維持はしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 国の補助金がおわかりにならないということですが、市としては保護者が負担はふえるようにはならないような努力をしていただけるのでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（江藤剛一君） 保育料等とかもそうですが、今度の新しい制度におきましては、公定価格と申しますか、そういったものがまだはっきりしておりません。そういったものが来年度の早い時期に示される予定になっておりますので、そこらあたりのいわゆる公定価格等を見ながら、また検討していくことになると思います。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） いずれにしろ、市の方針がしっかりしていれば、保護者負担の件もお考えいただくだらうと思っております。

子育てや保育に関して質の低下や保護者負担の増加、それから契約に対する保護者の不安を招かないように、ぜひお願いしたいと思っております。そのような方策で臨んでいただきたいと思っております。

最後に、この制度改正に伴って、未来課の仕事の量は増加するのでしょうか、どのように読んでありますか。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（江藤剛一君） 現在、新しい制度の施行、27年4月から施行予定でございますが、それに向けて現在、アンケート調査等を行っております。一時的に業務量としてふえていく部分、それから恒常的にいわゆる新しい制度になりましたら、今までにいわゆる介護保険みたいな認定書みたいなものを発行するような業務が追加されます。実際、実務上は保育所の部分につきましては、認定書という新しいペーパーワークが発生いたしますが、そういった最初の窓口と申しますか、幼稚園に通ってある部分の人数分は単純に例えばふえていくのかなというふうなことは思っております。

いずれにいたしましても、現在、27年4月の実施に支障がないように、体制なり、そこらあたり事業計画も含めて進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 安心して相談できるような、十分な仕事をしていただくような職員の配置もよろしくお願ひしたいと思っております。

3分、4分足らずになりましたが、最後に教育委員会にお尋ねします。小中連携はされていると、よくお話しなさいますけれども、私は全市を通しまして小中連携が欠けてるのではないかなということに時々出くわします。学校に行きづらい児童生徒を少なくするた

めにといいことで出しておりましたが、不登校児童生徒は昨年より減少したという報告がさきの議会でありましたけれども、私は減っていても不登校児はいると思つてます。

その中に、この間、山形県の天童市の教育委員会を視察しましたが、これを研究テーマとして3年間で不登校児を未然に防ぐ取り組みがなされておりました。これは市全体挙げて、全校、小中学校の先生たちが研修を受けながら3年計画でやっておりました。私は教師の学校内での共通理解、1人の子に対する同じような情報の共有と共通理解が必要であろうと思つておられます。

朝倉市は幸いに朝倉の教育センターを持っておりますので、あそこで研究テーマをそれぞれ決めながら研究されておられますが、今回、来年度ぐらい、この不登校、学校に行きづらいう子に関する研究テーマとして、1つのもので研究していただいたらいいんではないかと思つておられますけれども、教育長の見解をお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 教育長。

○教育長（宮崎成光君） 教育センターはさまざまな教育課題を明確にして、それを解決するようなことで設置しております。したがって、今、御指摘の不登校の子どもさん方への対応もその中に入れて取り組むという形で進めたいと思つておられます。1つだけにそれにすることとはちょっと難しいと思つておられます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 教育研究報告会にも行きましたが、あの研究なされた先生方が現場で、この研究の輪がどれぐらい広まっているかということ、今、疑問に思つておられます。それぞれのテーマでやってらっしゃいますけれども、これが深化しないとか、学校全体に広まらない。では、思い切って1つのテーマに絞ってやれば、私はあとは教師の心のつながりができれば、次の研究テーマも早く進んで深化できるなどと思つておられます。思い切って、私は1つのテーマに絞りながら、全市が、もう取り組みが進んでるところももちろんでございます、小中連携が非常に密なところも幾つか知つておられますけれども、そのような必要性を感じておられますから、ぜひ御検討願いたいと思つておられますがいかがでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 教育長。

○教育長（宮崎成光君） その時々々の課題の重要性とかいろいろございますので、この不登校の問題は重要な問題ですので、検討はしてまいりたいと思つておられます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） では、それぞれの中学校区の小中の連携の実態をもうちょっと調べていただいて、ぜひこの件に関しましては御検討をお願いします。

子供たちはもう中学校3年間、学校に行かずに、ほとんど、1週間ぐらいしか行かずに卒業してしまう子もいるのではないかという危惧を今、いたしておられます。ぜひよろしくをお願いします。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員の質問は終わりました。

午後1時10分まで休憩いたします。

午後12時10分休憩